

権利の濫用的な請求の防止などに関連する 西宮市情報公開条例の一部改正（素案）について

1. 条例改正の目的

本市では、西宮市情報公開条例（昭和 62 年 3 月 25 日西宮市条例第 22 号。以下「情報公開条例」という。）に基づいて、市民の知る権利を尊重し、公文書の公開を請求する権利を保障することにより、市民参加による開かれた市政の推進を図り、市民の市政への信頼を深めることで、市政の公正な運営の確保に努めてきました。

この情報公開制度とは、市が保有している公文書を、皆さまが知りたいと思うときに、請求に応じて公開（閲覧、写しの交付）しようとする制度です。

しかし、この制度の実施における問題として、一部で、次の表に例示するように、公開請求権の本来の目的を著しく逸脱する権利の濫用にあたると思われる請求、不合理な大量請求、対象文書を特定しない請求、請求をしたが閲覧のため来庁しない、あるいは交付請求のあった写しの受け取りを拒むケースなどが発生しています。こうした濫用的な請求などは、本市に限らず、全国の自治体においても起きており、自治体によっては条例で、請求権の濫用と認められる場合の対応を明文化するなど、行政上の大きな課題となっています。

表 本市における権利の濫用的な請求の事例

- | |
|---|
| (1) 市政等に関する相談記録を繰り返し又は大量に請求し、市の業務に支障が生じた事例 |
| (2) 特定の課等に対する大量・反復継続請求を行い、市の業務に支障が生じた事例 |
| (3) 特定の課等の職員の説明に対して長時間に及ぶ苦情を申し立てるなどして、公開手続等や公開時の説明に協力しなかった事例 |
| (4) 行政措置への不満などを背景に、その言動等から、市及び職員に対する嫌がらせの目的が明らかな請求を行った事例 |
| (5) 市の業務について大量の請求を行ったが、公開通知を行っても来庁しなかった事例 |
| (6) 公開通知を行ったが、来庁せず、1年以上経過して事前連絡なしに突然来庁し、公開書類の準備ができていないことに強い苦情を申し立てた事例 |
| (7) 郵送申請で大量の公開及び写しの交付請求を行っておきながら、請求者が連絡を絶ち、写しの受け取りと所定のコピーの実費負担を行わなかった事例 |

これまで、こうした権利の濫用にあたる請求などに対して、各担当部署が個別に対応してきましたが、担当部署が本来行うべき通常業務が滞ることとなったケースも多発してきました。こうした状況は、自治体の業務に著しい支障を生じさせ、他の市民サービスの低下を招く結果ともなりかねないものです。

もとより公文書の情報公開制度は、条例に基づく市政に対する市民の権利であり、市には、その請求に対して条例に基づいた適正で真摯な対応が当然に求められます。一方で、請求にあたっては、市民の皆さまをはじめ請求をされる方々にも条例の趣旨をご理解いただき、条例の目的に即した請求、権利の適正な行使が求められています。

そこで、これらの状況を踏まえて、情報公開制度における権利の濫用にあたる請求などを防止し、情報公開制度の円滑な運用及び適正な事務執行、そして情報公開制度への信頼を確保することを目的に、情報公開条例の一部を改正し、次の「2. 情報公開条例一部改正(案)の概要」に挙げる内容を制度化していくものです。

2. 情報公開条例一部改正(素案)の概要

- ① 情報公開制度における権利濫用を禁止する旨の規定を設けること。
- ② 権利濫用と認められる公開の請求は、その請求を拒否することができるものとする
こと。
- ③ 公文書の公開を請求する者は、請求に係る公文書の内容を特定しなければならない
とともに、実施機関が行う公文書の特定に協力しなければならない旨の規定を設ける
こと。
- ④ 上記の③に規定する公文書の内容の特定等を行わない場合には、公文書の内容の特
定等を行うよう補正又は是正を勧告するものとし、補正又は是正に応じない場合には、
請求を拒否することができるものとする。
- ⑤ 大量な公文書等の公開の請求であって、実施機関の所掌事務を混乱させ、又は停滞さ
せると認められるものは、合理的な時期に分けて請求すること等の補正又は是正を勧
告するものとし、補正又は是正に応じない場合には、請求を拒否することができるもの
とする。
- ⑥ 実施機関において、事務の遂行に著しい支障を生じるおそれがある等やむを得ない
理由があるときは、公文書の特定、公開の請求に係る決定その他請求に係る手続に要す
る期間を確保するため、決定期限を延長期限(請求受理した日から60日)以降、相当
期間延長することができるものとする。
- ⑦ 公開請求者が公文書等の公開の実施に速やかに応じるなどの協力義務を定め、速や
かな公開等の実施に応じないとき、交付請求のあった公文書等の写し等を受領しよう
としないときにおける、公開等の実施及び写しの受領の権利の失効等を規定すること。
- ⑧ 実施機関は、上記の② ④ ⑤の規定によって公開の請求の拒否を行ったときは、速や
かに西宮市情報公開・個人情報保護審査会に対して、その旨を報告しなければならない
とする。 (※公開の請求の拒否の審査基準は、事前に西宮市情報公開・個人情報保
護審査会の意見を聴いて定めるものとします。)

⑨ その他、上記の制度化を実施するための必要な規定の整備

□ 上記内容は、パブリックコメントの実施後、条例改正議案の立案を行う関係上、その趣旨を改変しない範囲で、当該議案の文言とは異なる場合があります。

3. スケジュール

- ・令和5年3月市議会定例会へ条例改正の上程 予定
- ・令和5年4月1日施行 予定